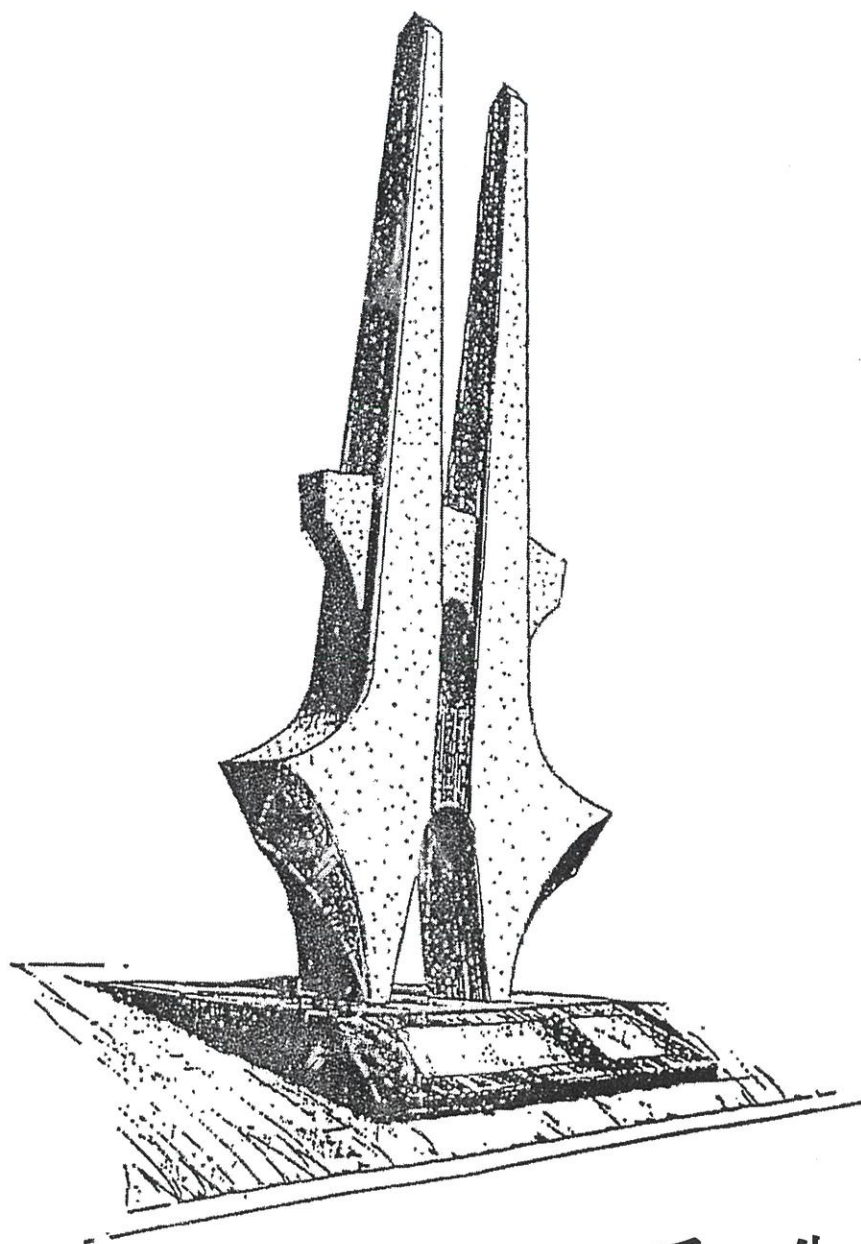


墓園のご案内

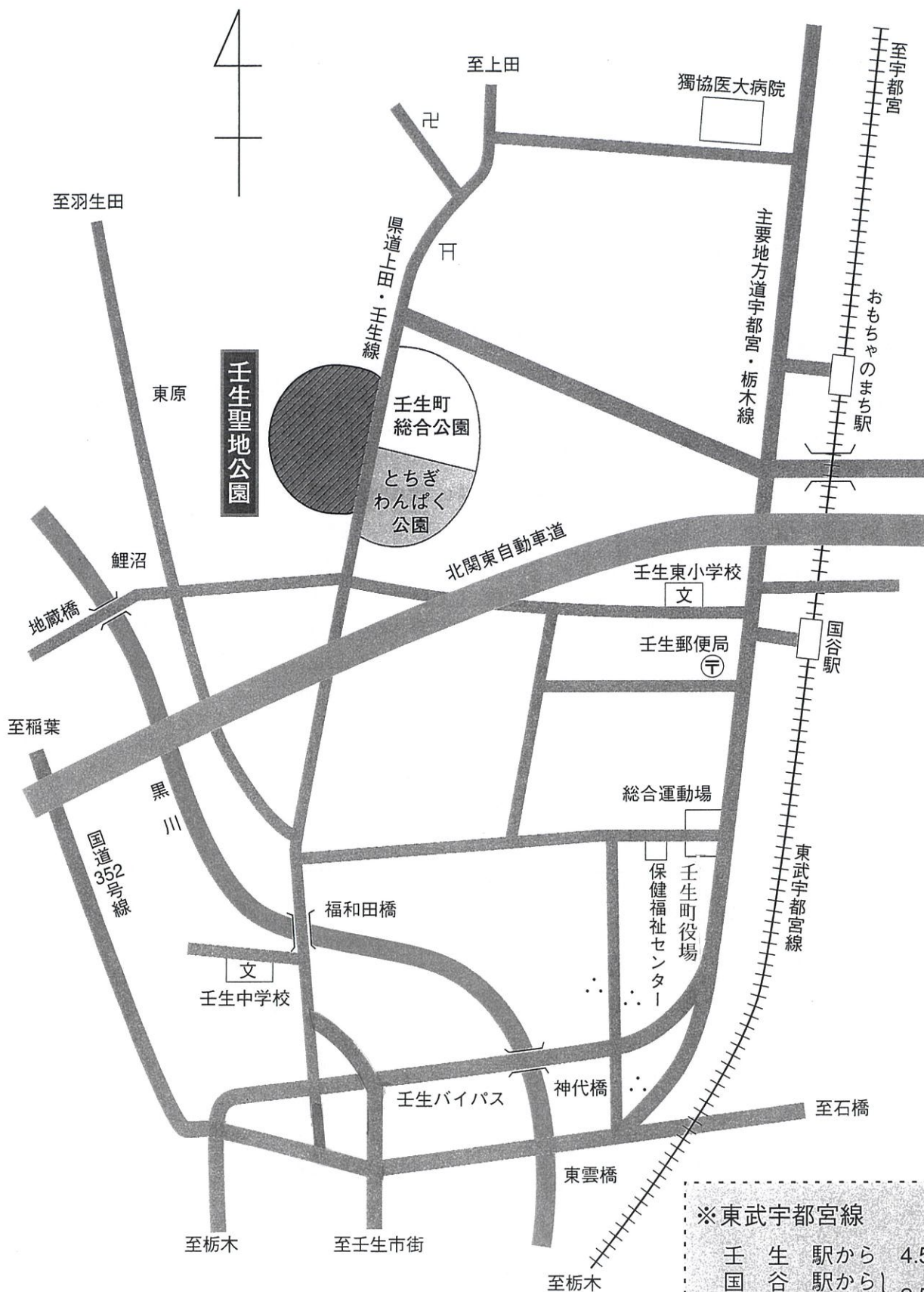


壬 生 町

目 次

壬生聖地公園の位置図	1
墓園の概要	2
墓園計画平面図	3
墓園使用の手引き 1. 使用許可	4
2. 住所・本籍等の変更	4
3. 代理人の選定	4
4. 永代使用料及び共同施設管理手数料	5
5. 土葬の禁止	5
6. 埋蔵・改葬の届出	5
7. 墓碑等を建てる時の制限と届出	6
8. 使用権の承継	7
9. 墓園の返還	7
10. 使用権の取消	7
11. 使用権の消滅	7
12. 無縁仏の改葬	8
13. 永代使用料の還付	8
14. 損害賠償及び罰則規定	8
墓園使用手続一覧表	9

壬生聖地公園の位置図



墓 園 の 概 要

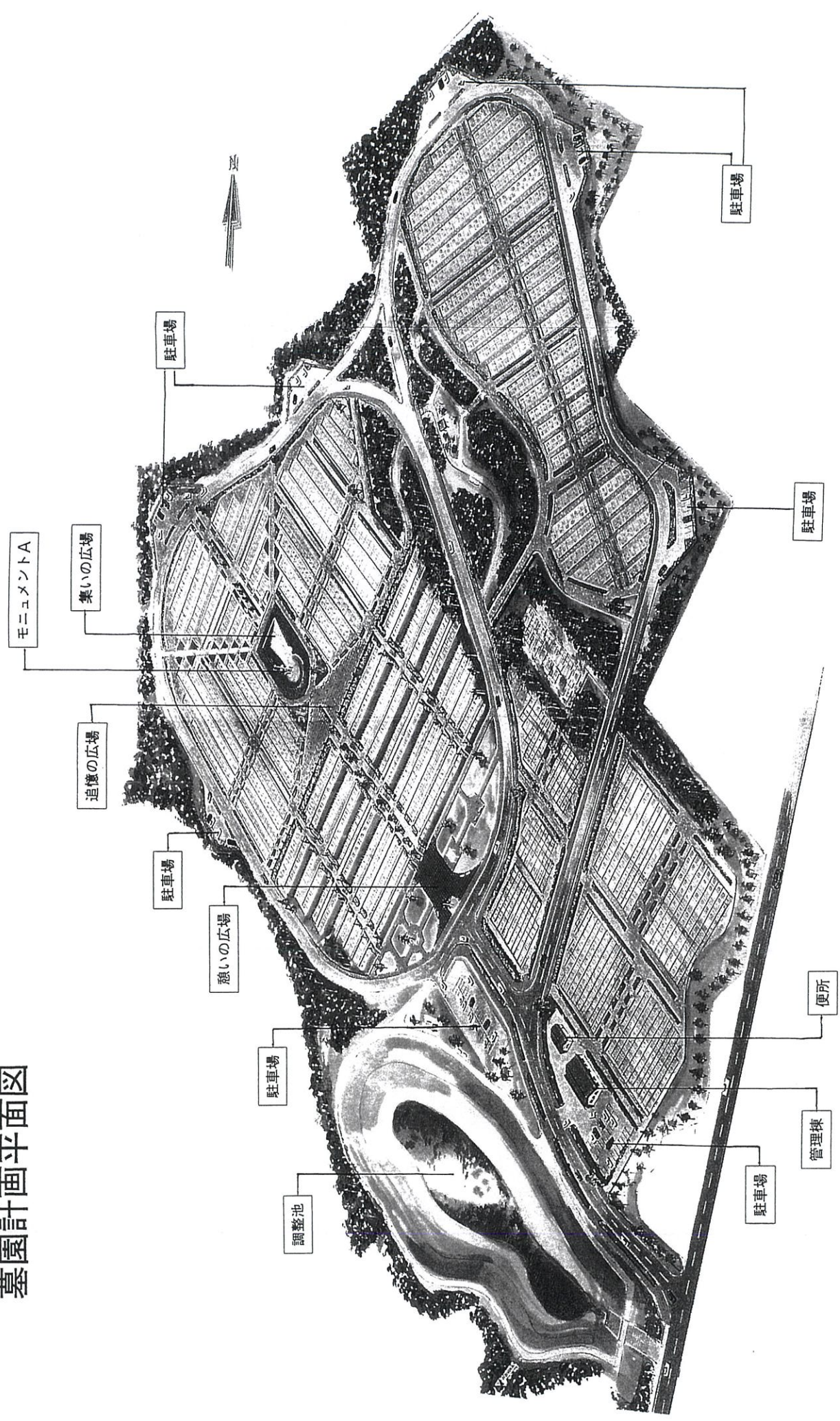
壬生聖地公園は「夢と活力にあふれた緑園都市」の実現を目指した、都市計画事業としての公園型墓地です。

計画地は、町のほぼ中心に位置し、総面積は17.7ヘクタール、約6割を公園・緑地とその他調整池、園路、管理棟、駐車場とし、約4割を墓地として、約5,000区画の造成を予定しています。

落ち着いた雰囲気具备了緑地空間を確保するとともに芝生広場を適所に配置し、衛生的で自然環境と調和がとれた近代的な公園型墓地です。さらに、多目的な機能を持たせたり、花の名所として来園者に憩いとやすらぎを提供するよう、十分な植栽を配慮した設計となっています。

1. 墓 園 名 称	壬生聖地公園
2. 位 置	下都賀郡壬生町大字国谷2370番地
3. 計 画 面 積	17.7ha
4. 墓園施設計画	
●区 画 数	5,000区画(1区画4.5m ²)
●園 路	12mメインエントランス両側歩道付 9m周回園路片側歩道付 3m志線園路 2m墓所内道路
●駐 車 場	8ヶ所(180台収容)
●公園・緑地	憩いの広場 追憶の広場 集いの広場 モニュメント(はにわタイプ・鳥タイプ) 植栽(高木類・低木類・芝生) 調整池
●そ の 他	管理棟、便所、給水・配水施設

墓園計画平面図



墓園使用の手引き

1 使用許可

- 1 申請 墓園を使用したい方は「墓園使用許可申請書」を提出して町長の許可を受けなければなりません。（条例5）
- 2 許可 許可を受けた方には「墓園使用許可証」を交付します。これは使用权を証明するもので使用に係るいろいろな手続きをするときに必要となりますので大切に保管してください。（条例5）
- 3 再交付 使用許可証を紛失・き損等したときは「許可証再交付申請書」を提出して再交付を受けてください。（条例17）
- 4 資格 墓園を使用したい方は本町に引続き1年以上住所を有する者でなければなりません。（条例6）
- 5 区画 使用できる区画は1世帯1区画です。（条例9）
1区画は4.5㎡です。（間口1.8m、奥行2.5m）
位置は町長があらかじめ定めた番号により指定します。

2 住所等の変更

使用者が住所移転又は氏名・本籍の変更をしたときは「墓園使用者住所等変更届」に住民票の写し、戸籍謄本等を添えて届け出てください。（条例7）

3 代理人の選定

使用者が転出するとき又は特別な事由が生じたときは、壬生町に住所を有し独立の生計を営む成年者を代理人に定め「墓園使用者代理人選定届」に代理人の住民票の写しを添えて届け出てください。代理人には、墓園の使用に関する一切の事項を処理していただきます。（規則6）

なお、代理人は届け出事項に変更が生じたときは「墓園使用者住所等変更届」に住民票の写し、戸籍謄本等を添えて届け出てください。（条例7）

4 永代使用料及び共同施設管理手数料

種 別	金 額	備 考
永 代 使 用 料	280,000円	
共同施設管理手数料	年額 2,400円	使用許可の日が年度途中の場合は、月割計算とします。

①永代使用料（条例10）

使用を許可された区画を永続的に独占して使用するために負担していただく料金です。

料金は使用許可と同時に納めていただきます。

すでに納められた永代使用料は原則として返還いたしません。

②共同施設管理手数料

共同施設管理手数料は、園路の除草や植栽の管理、トイレの清掃などの経費の一部に充てられます。

共同施設管理手数料の納付は、毎年5月末になりますので、口座振替をご利用ください。

なお、墓前の供花・供物の片づけは、使用者の方が行ってください。

5 土葬の禁止

墓園には焼骨でなければ埋葬することができません。

6 埋蔵・改葬の届出

①墓園に焼骨を埋蔵又は改葬しようとするときは、使用許可証に、埋蔵にあつては火葬可証を、改葬にあつては改葬許可証を添えて届け出てください。（規則9）

(1)火葬許可証、改葬許可証について（墓埋法5）

○火葬許可 死亡の届出先の市町村が許可します。

○改葬許可 焼骨・埋葬遺体のある場所の市町村が許可します。

(2)分骨について（墓埋法規5）

分骨（焼骨の一部を他の墓地に移すこと）は「改葬」には該当しませんので、改葬許可でなく墓地管理者の証明書が必要です。

②納骨できる範囲は、次のとおりになります。

(1)血族、姻族の1親等の直系尊属及び卑属

- ・使用者の父母
- ・使用者の配偶者の父母
- ・使用者及びその配偶者の子供

(2)生計を一にする血族、姻族の2親等の直系尊属及び卑属

- ・使用者の祖父母、兄弟姉妹
- ・使用者の配偶者の祖父母、兄弟姉妹
- ・使用者及びその配偶者の孫

(3)その他町長が認めた者

7 墓碑等を建てる時の制限と届出

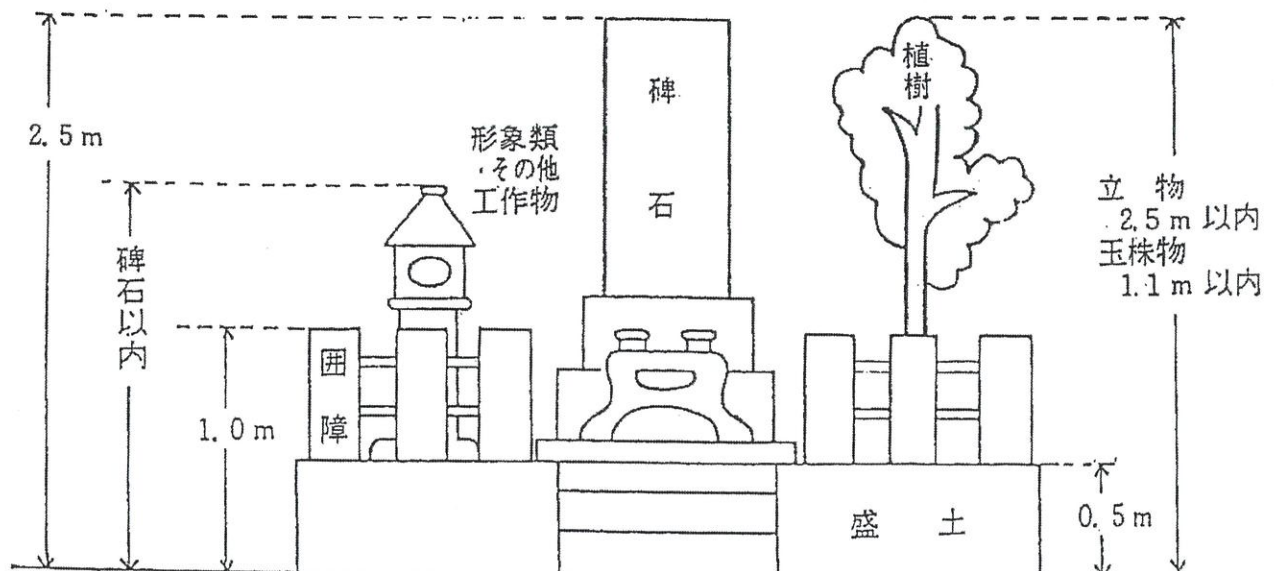
①墓碑等の高さ等の制限（規則8）

（単位：m）

施設等 埋蔵場所	盛 土	囲 障	碑 石	形象類 その他 工作物	植 樹
普 通 墓 地	0.5	1.0	2.5	碑 石 以 内	立 物 2.5 以内 玉株物 1.1 以内

測定基準点は埋蔵場所前方の園路縁石上とする。

- (1)埋蔵場所への入口は埋蔵場所前方の園路（以下「園路」という。）側とすること。
- (2)碑石の向きは園路側を正面とすること。
- (3)碑石は園路から1メートル以上離すこと。
- (4)植樹は常に整形し通路や隣接墓地に支障を及ぼさないこと。



埋蔵場所前方の園路縁石上

②工事施工の届出（規則 15）

使用者は、墓園に碑石等を設置又は変更する場合は、工事前に「墓園施設等工事着手届」に必要書類を添えて届出てください。

また、工事が完成したときは「墓園施設等工事完成届」に工事完成写真（全景）を添えて届出てください。

8 使用権の承継

使用者（許可を受けた方）が死亡されたときなどは、祖先の祭しを主宰される方が「墓園承継申請書」を提出して使用権を引き継ぐことができます。一般的には相続される方ですが、数名いる場合には、その中の1名の方が引き継ぐことになります。（民法897、条例16）

9 墓園の返還

墓園を使用する必要がなくなったときは「墓園返還届」に墓園使用許可証を添えて届出てください。その際、墓園を現状に復して返還していただきます。その義務を履行しないときは町が代わって実施し、その費用を徴収します。（条例12）

10 使用権の取消

①次のいずれかに該当したときは使用権を取り消します。（条例13）

- (1)許可を受けた目的以外に墓園を使用したとき。
- (2)使用権を承継人以外の者に譲渡又は転貸したとき。
- (3)共同施設管理料を納入しないとき。
- (4)この条文又はこれに基づく規則もしくは指示に違反したとき。

②使用権を取り消されたときは、ただちに墓地を使用前の状態にもどして町に返還しなければなりません。その義務を履行しないときは町が代わって実施し、その費用を徴収します。（条例3）

11 使用権の消滅

①次のいずれかに該当したとき、使用権は消滅します。（条例14）

- (1)承継する者がいないとき。
- (2)使用者が住所不明となり10年を経過したとき。
- (3)使用者が墓園を返還したとき。

12 無縁仏の改葬

使用権を継承する者がいない等の事由が発生した日から5年が経過したり、使用者が10年以上住所不明のときは法に基づき無縁仏として他の場所に改葬します。

13 永代使用料の還付

使用者が未使用者の墓園を使用の許可を受けた日から5年以内に返還したときは、次の割合で還付します。その場合墓園使用許可証を添えて申請書を提出してください。（規則10）

使用者許可後の期間	還付割合
1年以内	90%
1年を越え2年以内	70%
2年を越え3年以内	50%
3年を越え4年以内	30%
4年を越え5年以内	10%

14 損害賠償及び罰則規定

①損害賠償（条例18）

墓園内における町の施設もしくは設備を故意もしくは過失によりき損したときは、町長が定める損害額を賠償しなければなりません。

②罰則（条例19）

次のいずれかに該当したときは、10,000円以下の科料に科せられます。

- (1)許可を受けずに墓園を使用したとき。
- (2)許可を受けた目的以外に墓園を使用したとき。
- (3)墓園の使用権を譲渡又は転貸したとき。

墓園使用手続一覧表

申請・届出事項	必要書類	説明
使用許可申請書	墓園使用許可申請書 申請者の住民票（本籍記載） 火葬許可証又は改葬許可証 戸籍謄本（死亡記載・使用者との関係）	永代使用料納入後に許可証が交付されます。
代理人選定届	墓園使用者代理人選定届 墓園使用許可証 代理人の住民票（本籍記載）	許可を受けた方が住所を移すときには届出が必要です。認印、代理人の承諾書・印が必要です。
住所等の変更届	墓園使用者住所等変更届 墓園使用許可証 変更の内容を証する書類（住民票、戸籍の証明等）	住所、氏名を変更又は代理人の届出事項に変更があったときに届出が必要です。
埋蔵等の届出	埋蔵等届出書 墓園使用許可証 火葬許可証又は改葬許可証 戸籍謄本（死亡記載・使用者との関係）	分骨の場合は墓地管理者の証明書が必要です。
墓園の返還届	墓園返還届 墓園使用許可証	現状に復して返還していただきます。 認印が必要です。
墓園の承継申請	墓園承継申請書 墓園使用許可証 承継人の住民票 承継原因を証する書類	認印が必要です。
許可証の再交付申請	許可証再交付申請書 （毀損の場合は使用許可証添付）	認印が必要です。
永代使用料の還付申請書	墓園永代使用料還付申請書 墓園使用許可証	認印が必要です。
墓碑等の工事届	墓園施設等工事着手届 墓園使用許可証 工事関係図書	工事完成届後に現場検査を行い、許可証をお返しします。
	墓園施設等工事完成届 工事完成写真（全景）	

* 詳しいことは産業生活部 生活環境課 環境保全係にお問い合わせください。

問い合わせ先

壬生町産業生活部生活環境課環境保全係

〒321-0292

壬生町大字壬生甲3841番地1

TEL 0282-81-1834